

### 3 砂利採取法に基づく認可制度

●担当課  
環境政策課  
企画調整・環境影響評価担当  
(電話048-830-3039)

**目的**  
砂利採取事業を行う者の登録、採取計画の認可、その他の規制・指導を行うことにより、砂利採取等に伴う災害を防止し、事業の健全な発展を図る。

**制度概要**  
砂利採取法（昭和43年5月30日法律第74号）施行事務  
①砂利採取業者の登録  
②砂利採取業者の登録変更  
③砂利採取計画の認可  
④砂利採取計画の変更認可  
⑤災害防止対策指導  
⑥砂利採取業務主任者試験の実施  
⑦砂利採取に係る農地の一時転用許可

- 事業主体 砂利採取業者
- 根拠法令等 砂利採取法第3条、第9条、第15条、第16条、第20条
- 創設年度 昭和43年度
- 制度の留意点
  - 1 さいたま市内において砂利採取を行う場合は、認可権者であるさいたま市に相談すること。
  - 2 農地で砂利採取を行う場合、別に農地法に基づく一時転用許可が必要となる。

#### 砂利採取計画認可申請事務の流れ(農地の場合)

